

放射性物質による環境汚染を防止するための法整備を求める
意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故から5年を経ようとしているが、いまだに高濃度の放射性汚染水の放出など、生命や環境に甚大な影響を与える原発事故は、極めて重大な人権侵害であると言わざるを得ない。また、放射性物質は微量でも遺伝子を傷つけ、未来世代へ影響を与えるため、国には放射能による環境汚染を未然に防止する責務がある。

国においては、2011年6月、第177回国会で水質汚濁防止法改正の際、衆参両院は「附帯決議」を行い、環境の保全を図るべき環境省が「環境関連法における放射性物質に係る適用除外規定等の見直しを含め、体制整備を図ること」とした。さらに、福島原発重大事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法が同年8月に成立し、附則で放射性物質に関する法制度のあり方について抜本的見直しを示している。

その後、2012年6月、環境基本法が「改正」され、これまで適用除外となっていた放射性物質が対象となった。さらに、大気汚染防止法、水質汚濁防止法においても同様に対象となったが、いまだ環境基準、規制基準は未整備のままであり、土壌汚染対策法などは放射性物質適用除外規定がそのまま残されている。自然環境を守り、誰もが安心して暮らせる社会を実現するには、法律の不備をこのまま放置しておくわけにはいかない。

よって狛江市議会は政府等に対し、環境基本法「改正」を踏まえ、放射性物質による環境汚染を防止するための法整備を早急に進めることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2016年6月9日

東京都狛江市議会

平成28年6月9日 原案否決